

佐世保市貨物自動車エコタイヤ購入促進助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 燃油価格高騰等の影響を受ける市内の貨物自動車運送事業者に対し、エコタイヤの導入を促進することにより、事業者の経営負担の軽減及び持続的な事業活動を支援するため、予算の範囲内において、佐世保市貨物自動車エコタイヤ購入促進助成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、佐世保市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む者であること。
- (2) 佐世保市内に本社又は主たる事業所を有する者であること。
- (3) 市税を滞納していない者であること。ただし、市から納付の猶予を受けている者を除く。
- (4) 暴力団員等に該当しないこと。
- (5) 当該年度において、本要綱に基づく補助金の交付決定を受けていないこと。

(交付対象車両)

第3条 補助金の交付対象となる車両は、次の各号のいずれにも該当する車両とする。

- (1) 申請日以前から事業用車両として使用(稼働)しており、引き続き事業用車両として使用(稼働)していること。ただし、買替え等の場合は個別に審査する。
- (2) 自動車検査証の「使用者の住所」が佐世保市内であること。
- (3) 貨物自動車運送事業の用に供する車両であり、貨物自動車運送事業者については自動車検査証の「用途」が貨物であること。
- (4) 自動車検査証の有効期間が申請日時点で有効であること。
- (5) 電気自動車、霊柩車、被牽引車及び二輪自動車その他市長が対象外と認める車両でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条の車両に装着するために購入する、別に定める補助対象エコタイヤ一覧(別紙1)に記載されたエコタイヤの購入に要する経費(消費税及び地方消費税を除く。)とする。なお、一覧に記載のないタイヤであっても、メーカーの説明資料により低燃費性能向上・耐摩耗性能向上の記載があるものは別途対象とする。

- 2 補助対象となるタイヤは、交付決定後に購入するものに限る。交付決定前に購入したタイヤは補助対象としない。
- 3 リース、賃貸借その他これらに類する契約により導入するタイヤは補助対象としない。
- 4 国、県、市その他の団体から補助金等の交付を受ける経費は補助対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表1に定める額とする。

- 2 普通貨物自動車及び軽貨物自動車の双方を保有する事業者は、申請区分として選択した一方の区分に係る車両のみを対象とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和9年1月8日までに、次の各号に掲げる書類等を市長に提出しなければならない。ただし、交付予算額に達した時点で受付を終了する。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
 - (2) エコタイヤ装着車両・購入予定タイヤ内訳書(様式第2号)
 - (3) 保有車両全ての自動車検査証記録事項の写し(普通貨物 41 台以上保有の場合は 41 台分、軽貨物 11 台以上保有の場合は 11 台分を提出すること)
 - (4) 購入予定タイヤの見積書等(商品名、型式、サイズ、数量、単価及び金額等が確認できるもの)
 - (5) 貨物自動車運送事業許可証等の写し(普通貨物自動車を選択する場合)
 - (6) 貨物軽自動車運送事業経営届出書の控えの写し(軽貨物自動車を選択する場合)
 - (7) その他市長が必要と認める書類。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の書類のほか、保有台数、事業の実施状況その他の要件を確認するために必要な書類の提出又は説明を求めることができる。
- 3 一事業者につき、当該年度の交付申請は1回限りとする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付することが適当でないとき、不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 前条第1項の規定により、交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、事業の変更・中止又は廃止した場合は、速やかに事業計画変更承認申請書(様式第5号)を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の変更交付決定を行うときは変更交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に対して速やかに通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第 11 条第1項の規定に基づき、補助事業完了後30日以内又は当該年度の2月12日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類等を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第7号)
- (2) 事業実績報告内訳書(様式第8号)
- (3) エコタイヤ購入時の請求書(メーカー名・商品名・型式・購入本数・単価・請求金額・発行年月日が明記されたもの)及び領収書の写し
※ 請求書に商品名・型式の明記が無い場合は、「エコタイヤ販売装着証明書」の追加添付が必要。(販売装着証明書のみを提出しての申請は不可。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定及び交付)

第 10 条 市長は、前条の実績報告を審査し、補助事業が交付決定の内容に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金額の確定後、補助事業者からの補助金交付請求書の提出

を受けて、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 11 条 市長は、補助事業者がこの要綱又は規則に違反したとき、偽りその他不正の手段により交付決定又は補助金の交付を受けたとき、その他補助金を交付することが適当でないと認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

2 市長は、前項の場合において既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（帳簿等の保存）

第 12 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度末日まで保存しなければならない。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年8月24日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日をもって失効する。ただし、第9条から第 12 条までの規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表1（第5条関係）

区分	保有台数	1事業者あたり上限	1本あたり上限 1台あたり上限
普通貨物	1～15 台	250,000 円	5,000 円／本 50,000 円／台
	16～40 台	650,000 円	
	41 台以上	1,000,000 円	
軽貨物	1～5 台	8,000 円	1,000 円／本 4,000 円／台
	6～10 台	12,000 円	
	11 台以上	24,000 円	